

(第一類 第二号)

第二十四回国会
衆議院

地方行政委員會議録第四十六号

(七三五)

昭和三十一年五月十五日(火曜日)

午後五時二分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 亮一君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君

理事 中井 徳次郎君

唐澤 俊樹君 川崎 末五郎君

木崎 茂男君 瀨川 彌三郎君

櫻内 義雄君 渡海 元三郎君

徳田 與吉郎君 難尾 弘吉君

丹羽 兵助君 古井 亨實君

堀内 一雄君 山崎 巖君

赤路 友藏君 有馬 輝武君

加賀田 進君 川村 継義君

五島 虎雄君 櫻井 奎夫君

中村 高一君 門司 亮君

出席國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員 鈴木 俊一君

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治庁行政部長) 小林 興三君

委員外の出席者 専門員 國地 與四松君

五月十二日

委員熊谷憲一君及び青野武一君辭任につき、その補欠として森清君及び中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員坂本泰良君及び西村彰一君辭任につき、その補欠として赤路友藏君

及び有馬輝武君が議長の指名で委員に選任された。

四月十七日

交通事故防止のための信号機設置の請願(平塚常次郎君紹介)(第一九五号)

五月十二日

地方財政再建に関する請願(愛知揆一君紹介)(第二二三八号)

同(床次徳二君紹介)(第二二二九号)

私鉄に対する事業税改正に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第二二七五号)

駐留軍関係施設所在市町村に対する交付金交付に関する請願(福田勉夫君紹介)(第二二〇八号)

たばこ販賣業に対する事業税撤廃に関する請願(野田卯一君外一名紹介)(第二二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

す。両案について、すでに質疑は終了いたしておりますので、これより討論採決を行いたいと存じますが、ただいま委員長の手元に、鈴木直人君外十八名より地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されておりますので、まず本修正案について提出者より説明を聴取いたします。鈴木直人君。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二二三条第一項の次に加えられる改正規定に次のただし書を加える。

但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「石炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二二四条第一項の次に加えられる改正規定中「薪炭手当二」の下に「薪炭手当」を加える。

附則第一項に次のただし書を加える。

律の一部改正)
18 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条に次のただし書を加える。

但し、造林を目的とする土地の使用の許可は、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までには、昭和二十六年法律第二二四九号(昭和二十六年法律第四号)の適正伐期齢級以上の齢級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時まで(その以前にその主伐が完了したときはその時まで)は、その効力を失わない。

〇鈴木(直)委員 ただいま議題となり

ました修正案につきまして御説明をいたしますが、その案文はお手元に印刷物として差し上げてありますので、朗読は省略させていただきます。

修正案は三つからなっております。

その第一点は、政府から提案されました改正法案の中には、二二三条に第二項が新しく加えられて「普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない」ということになっておるのでありますが、その非常勤の職員に対する報酬につきま

しては「議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する」というふうに、政府案では相なっておりますのであります。これに對しましてただし書を加えまして、「但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない」ということを入れたというものが、私の修正案の第一点であります。二二三条の第一項には、非常勤の職員の例示がなされておりました、その非常勤の職員に対しては報酬を支給するということになっておりまして、今まではその報酬は日給であるとか、あるいは勤務日数に応じて支給するとか、あるいは勤務日数に当たって支給するとか、政府案によりまして、すべてが勤務日数に当たってこれを支給するということに改められたのであります。ところが、この非常勤の職員のうちにおきまして、たとえば教育委員会の委員とか、選挙管理委員会の委員とか、人事委員会の委員とか、公安委員会の委員とか、あるいは地方労働委員会の委員とか、農業委員会の委員というふうな、主として執行機関に属しているところの委員会の委員も、この非常勤の職員のうちの職員となつておる次第であります。もちろん非常勤の委員もあると思いますが、非常勤のこれら委員につきましましては、勤務日数に応じてこれを支給するようになるのであります。ところが、これらの委員の方々は、主として特別職に属する方々でございまして、特に府県市町村等の地方公共団体において、条例をもつて勤務日数

に應じて支給する方法と別の方法をもつてこれらの報酬を支給する方法を定められた場合においては、その条例によるものであるというようなただし書きをここに挿入することが適当と存じまして、ただし書きを規定いたしました次第であります。

第二の修正点は、二百四条の第一項であります。これには普通地方公共団体の常勤の職員に対するところの給料及び旅費を第一項において規定してあるのとありますが、今度政府の案によりまして、第二項に新しく規定を加えまして、これらの常勤職員に対する手当を列記いたしました。この列記いたしました以外の手当は普通地方公共団体は支給することができないというふうになった次第であります。ところが先般衆議院を通過いたしました法律によりまして、新炭手当が国家公務員に支給されるようになった次第であります。この法律は衆議院を通過いたしましたのであります。現在参議院で審議されているのであります。これがかりに参議院を通過いたしました場合には、国家公務員に支給するということに相なる次第でございます。そうなりますと、この国家公務員との比較の上におきまして、地方公務員にも同じく新炭手当を支給することが妥当だと考えまして、新しく新炭手当という手当を加えた次第であります。ただしこの新炭手当は「国家公務員に対して新炭手当を支給することを定める法律が施行される日から施行する」というただし書きのもとに、これを加えた次第であります。これはまだ法律として施行されておらない現在でございますので、念のためにただし書きを加えた次第なのであります。

第三点は、地方自治法の一部を改正する法律、昭和二十三年法律第七十九号の一部の改正であるのであります。この要点を申し上げますと、昭和二十三年の自治法の改正によりまして、第二百三十三条に第二項の規定が新たに加えられて、特に重要な地方公共団体の財産について、十年を超えの独占的な使用の許可をしようとするときは、住民投票に対して過半数の同意を要することになった次第であります。また同時に改正法の附則第三条が加えられて、その法律が実施される改正法の施行の際に、現に許可になつてゐる財産については十年以内、すなわち昭和三十三年七月一ぱいまで、住民投票によつて過半数の同意を得られないときは、そのとき以降は、使用の許可が効力を失ふという規定が、附則第三条に加えられた次第なのであります。ところが現に造林の目的で地方公共団体より土地の使用を許可されている者が、全国的に調査をいたしてみますと、相当の数に及んでいる実情であります。これらの者は、昭和三十三年七月末までに住民投票によつて過半数の同意を得られないときには、同年七月一ぱいで土地の使用権がなくなりまして、適正伐期に達していない立木でも、三十三年七月末以降におきましては、伐採せざるを得ないような羽目に陥るようになりますのであると見ます。かくのごときことは実情に沿わない規定でありますので、この際附則第三条にただし書きを加えて、これを救済しようとするのが、この修正案の内容でございます。

以上三点が修正案の内容でございます。す。
○大矢委員長 次に、本修正案について質疑があればこれを許します。
○北山委員 この地方自治法の修正案の質疑を終了して以来、ちょうど十八日ばかりになるわけでございます。その間、与党の各位はこの修正案の作成についていろいろ御苦心をなさつておられるわけでありまして、まずもつてこの長い期間における修正案作成上の御苦勞に對しまして、心から敬意を表する次第であります。しかし本案の質疑の際におきましては、私も、与党の方から修正案が出るということは、実は期待しておらなかつたのであります。というのは、やはり現在の議院内閣制におきましては、法案が提案される前に、すでに案の作成の過程において、与党と政府との間では十分な意見の交換がなされ、その結果として今回の政府原案が出されてきた、かように考へておりましたので、実は修正案が与党の方から出てくるというふうなことは予期しておらなかつたのであります。したが、しかしかような修正が出て参つた経過につきましては、しかも十八日間たその経過につきまして、まずもつてお伺いしておきたいのであります。
○鈴木(直)委員 この法案は政府から出されたものであります。その後、与党ではありますけれども、委員会といったしまして、委員会に陳情、請願等がありまして問題いろいろ検討をいたす必要があつたわけでございますが、われわれ委員の間に相當の論議がございまして、さらにこれ以上多く修正をしたいという強い御希望を持っておられる方がついで先ほどまでございまして、

ようやくわれわれ修正する十数名の間において議が一決いたしましたのが、この議場に入る寸前でございます。非常に長くかかりましたのはまことに申しわけなかつたのであります。が、やはり議員がなる常任委員の数等におきまして、最後まで何とかしなければならぬという主張をされまして、ようやく一決いたしました。ただいま修正案を提出するような状態になつたのであります。非常に長くなりましたが、以上のわけなかつたのであります。以上のような経過でございます。

○北山委員 この地方自治法の修正案についての修正は与党の修正でございます。はかにも与党の修正はたくさんございまして、やはり一つの異例なケースとしていろいろ問題を考へさせられるわけでありまして。これは一面から言ふならば、先ほども申し上げましたように、現在の政府というものが、多数党である与党を擁して、そうして政策を立案し実行していくという点におきまして、少くとも提案をされる以上は、その案について責任を持つというお考えで、与党の考へを十分に反映した案を政府が提案するという、いわゆる今の議院内閣制度における責任ある形態をとつてゐるんじゃないか、こういう点から考へるならば、このように一旦政府が出したものを、どしどし与党の方で修正をやっていくというところは、責任政治という点からいへば、どうも好ましくないような氣もいたします。けれども、これは古くさい考へ方かもしれませんが、従来であればやはりこれは大きな責任問題であらうかと思ふ。政府の責任あるいは与党の責任、その所在はいろいろあるであ

いわず、修正するのが妥当であると考へて、今回の修正案を出したというお話でございまして、私も大体納得がでるのであります。そういたしますと、今後においてもやはり同様なお考へで、どしどし修正をする。それからまたその際において、野党が修正案を出すという場合も当然ある。むしろ野党が修正案を出す方が原則だと思ふののですが、野党が修正案を出すという場合に、今回のように十八日といわなくとも、五日なり一週間なり、ちよつと修正案を検討したいからお待ちを願いたいという場合に、野党のいわば修正権というものを、提案者としてはお認めになつていただくかどうか、これを一つ将来のためにお伺いしておきたい。

○太田国務大臣　もちろんけっこうな御修正でありますならば、これを入れるに謙虚なる態度をもつてすべきものと思ひます。

○鈴木(直)委員　私も自治庁長官と同じ意見であります。

それから内容につきましては、実はこの三点とも大体妥当な修正だと私は考えます。ただ二、三点お伺いしておきますが、この二百三条の第一項のただし書き「条例で特別の定をした場合は、この限りでない。」ということとは、日当制は一応原則として認めておくが、やはり従来のような月割なり、あるいは年額で報酬をきめるというような制度も、条例できめた場合にはそれでやるといふ御趣旨だと思います。そういういたしますと、この条項を提案した政府の考え方に多少食い違いができてくるんじゃないか。たたいま資料をいただきましたが、これによると、非常勤職員の制度のこの改正によりまして、財政経費が相当額節減されるというような計画をお持ちのようであります。すなわち平年度においては非常勤職員の報酬切りかえによりまして四億七千二百万円、三十一年度においては二億七千六百万円、こういうように、非常勤の報酬のやり方を変更することによりまして、財政需要額が変更をす

も、あるいは月幾らというふうに報酬をやりまして、総額に差異は起らないだろうと、実は私たちとしては考えておるわけであります。この点はあるいは政府の調べられたのと若干違ふかもしれませんが、提案者といましては、現実の場合においては、これを日勤制にしたから今までの月報酬をずっと下げるといふようなことは、この月報酬の額を各府県市町村全部見てみますと、きわめて少いです。ですからこの程度のもを日勤にしまして、そんなに経費の節約ということにならないのじゃないかという私は見通しを持っておるのであります。従いまして、地方財政の一兆四百五十億から見ますと、これをただし書き修正いたしましたし、地方財政には全く関係はないものだ、こういうふうに見て提案しておるわけです。

○鈴木(俊)政府委員　ただいまの修正の点でございますが、政府といたしまして、この御修正は条例で特別の定めをした場合に、初めてものが動いてく

も、實際問題としてはそれほど現実には食い違いないだろうということとは、大体御観測の通りじゃないかと思ふのです。ところが政府の今の御答弁は、そのことを認めておいて、しかも財政計画上において多少の節減額を現実に見ておるんじゃないか。これは矛盾ではないか。少くともこういう制度の切りかえによって二億も三億も財政需要額、経費が減ることを予定することとは今の御答弁とは矛盾するんじゃないか。もしも御説の通りであるとするならば、そういう節減額を見込むことは間違いないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

○鈴木(俊)政府委員　政府の改正案の全部を削除するというところでございますと、そういう御観察もできるかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、条例で特別の定めをした場合に初めてその当該の団体において、また選挙管理委員なら選挙管理委員についてだけ所要の変更が加えられるわけでございますが、しかもそれを勤務

○北山委員　そうあるべきだと私も思っています。従いまして、われわれ野党としても、この自治法については御遠慮申し上げて修正案を提案いたしませんでしたが、ほかの法案等につきまして、陳情その他によりましてこれを適当に修正をしなければならぬ、こう考えました際には、修正案を出す機会もたくさんあるかと思うのであります。その際には一つわれわれ野党の修正権を十分お認めをいただいて、その際に多少の時間がかかりましてもこれは尊重していただきたい。これは互譲の精神だと思いますので、その点をつ御了承願いたいと思います。

ることを期待されておられると思うのです。従いましてこのようにただし書きをつけて、従来の方式でもよろしいということになれば、これは当然経費の増減に多少食い違いを生じてくるんじゃないかと思うのでありますが、この点について提案者並びに政府としては、どのようなお考えでございますか。

○鈴木(直)委員　これは政府の調べもそうであります、私たちといしましては、一応政府が調べられたような数字になるかもしれませんが、実際各府県市町村の委員の報酬を調べたのであります、日勤制にいたしました

るわけでございまして、それも定め方の内容によりましては、全然動かないということもあろうかと思うのであります。勤務日数単位の報酬を、月単位の報酬にいたしましたも、その類のいかにによりましては全然経費の上では動かないということもあり得るわけでございます。従つて特に財政計画上問題にいたすほどのものではないだらうと考へておる次第であります。

○北山委員　ただいまの提案者の御説明は、私どもにも実際にはそういう結果になるんじゃないかという気がするのであります。すわち日当制にしまして、このような修正をいたしました

日数単位のを月額に直すというのとだけでございますならば、額の上においては増減がないわけでございます。そういう点を考えますと、その結果といたしましてはそう大きな変更はない、こういうふうに考えるのであります。

○北山委員　しかし非常勤の職員の報酬の切りかえに伴って、これだけのものが浮くんだということを現実に見込んでおる。ところが今の規定の解釈であれば、違いないんだというけれども、今までの報酬のやり方を日当制にしたことよって、これだけ減るんだということを見込んだでしょう。もし

も今のお話の通りであるならば、初めからそういう節減額を見込んだこと自体がおかしい、従来通りのことにならなければならないように思うのです。いかがでしょう。

○鈴木(俊)政府委員 確かにたたいまお手元に配付いたしました書類としましては四億数千円のもの、節減額として見込んでおられるわけでございますが、これは政府原案のもとにおいて考へられた数字でございます。今回の御修正案によりますれば、そのうちの特に条例を設けました団体において、勤務日数単位で支給いたします報酬よりも、より多くの報酬を支給するような定めをいたしました場合には、それだけの額が減るべきものが減らないことになるわけでございます。ですからこれは若干の出入りはあるかと思ひますけれども、総体の計画において特に調整を要するほどのものではないだらう、こういうふうな觀察をしておる次第であります。

○鈴木(直)委員 実は数字の点ですが、私の提案しております条例によつてやろうというのを申し上げたのは、先ほど申し上げました執行機関たる委員会の委員のある者のうちに、条例で定めた地方公共団体においては、これを適用するという考え方のものと、ところが非常勤の職員のうちにはもちろん議会の議員も入っておりますし、委員のほかにいろいろな皆さんの非常勤の職員が第一項に列記されております。

す。そのほかにいわゆる一般職の非常勤職員も第一項に入っておりますのでございますが、こういうようなものはそれは勤務日数に應じてやれば四億程度の節約はできるかもしれないが、ただし書きによるものはその一部分でありまして、委員会の委員の一部分でございますから、決してこれは政府が考へられた全部の節約額ではないので、その一部にすぎない、こういうふうな私は考へておりますから、自治庁から出された四億程度、これと見合ひになるものではないと私は見ておるわけであります。

○北山委員 少くとも先ほどの鈴木次長の御答弁の通りであれば、やはり実行してみなければわからぬわけであります。従ひまして特別の定めをして、従来通りのことをやるといふところが、どのくらい出てくるかという實際を見て、その上で必要とあれば財政計画なり、そういうものを実行するといふふうにお答えをいただければけっこうだと思ひますが、いかがでしょう。

○鈴木(俊)政府委員 特に変更しなければならぬような結果が起りますならば、そのときは考へなければならぬかと思ひますが、私どもはこの際としましてはそういう事態にはならないものと想像いたしておる次第でございます。

法定主義になった結果として、その審議の際に御指摘を申し上げた点でありますから、今回の修正案の中に薪炭手当が追加されるということについては、私どもも大體賛成ができるわけであります。ただし国家公務員に対する薪炭手当の法案は衆議院を通過いたしました、現在参議院に回っておりますが、それが通れば地方公務員についても同じような趣旨で、薪炭手当が出るということになるわけでありますが、そういういたしますと、施行地域とあるいは程度とか、そういうものについては大體国家公務員に対すると同様の措置、提案者としては地方公務員についても支給することを期待しておるかどうか。施行地域についても実は国家公務員の分は、内閣総理大臣の指定する地域ということになっておりまして、まだ範圍が確定しておりません。従つてその指定によつてこの国家公務員についてもきまらぬと思ひますが、これがきまればやはりその地域における地方公務員については、同様の措置を期待して、こういうような修正を出しになったのであるか、これをお伺いしておきたいのであります。

○鈴木(直)委員 その通りであります。実はこの薪炭手当の問題は北山委員から御注意がありまして、ごもっともだと思ひまして、実は取り入れた問題であります。陳情請願によるものではなくして、これは北山委員の提案を意を表する次第であります。

○北山委員 どうもそう言われると質問ができなくなるのですが、そういういたしますと、これは当然相当額の財政需要というものが生じてくるわけであり

ます。国家公務員に対する薪炭手当は大体今の五級地を対象といたしますと、八千万円くらいと思ひましたが、もしも同地域に、地方公務員に対して同じような措置をするといひますならば、大體その需要額といふものはどの程度に達するのであるか、また同時に、この法案が通りましたならば、やはり自治庁としても、政府としても、地方自治体に対してはこれを財政需要額として見込む必要があるかと思ひます。この点について政府並びに提案者のお考えを聞いておきたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 薪炭手当に関する法律が施行になりますれば、自治庁といたしましては所要の財政需要額の計算をいたしまして、交付税算定の基礎にも入れますし、また将来の財政計画の上におきまして、これを計上するようにならざるを得ないと思ひます。

○大矢委員 中井徳次郎君。○中井委員 どうもみんなお急ぎのようですから、私は簡単に、今の北山君の御質問と重複しないようにいたします。ただ、ただしておくものはただしておかなければいけませんから、二点だけお尋ねをいたします。

第一点は、修正案の三つありますうちの第一であります、委員会の日当について今一般論がありましたが、この間から審議の過程において、委員会の日当制といふことは困る。面子のこともありますが、現実にも困るものもあるといふふうなことで、私どもは方々から陳情を受けましたが、その内容を検討しますと、これは公安委員会あるいは選挙管理委員会また人事委員会、こういうものであります、今の修正案を

拝見すると、非常勤の職員全部について、条例でもって自由にできるというようなことになっておりますので、こうなりますと逆に非常に範圍が広がつて、政府が最初意圖しておりましたことを右といたしますと、今度の修正案は左と左でありまして、陳情はまん中、こういう形のように思ひます。そこでもあります。そこでいふゆる行政委員会、こういうものだけに限つては、条例をもつて日当制は困るというふうなことに修正をされるのではないかと私も考へておりましたが、今出ておるのを拝見しますと、そうじゃなくうんと大體になつておりますが、この辺について提案者のこれまでの審議の経過なり、御意見なりを承つておきたい、かように存するのであります。

○鈴木(俊)政府委員 この修正案を最後にかくのごとく結論づける過程におきましては、先ほど御指摘の通り、相当の日数を経過いたしました後でございしますが、ただいまの御意見の行政委員会につきまして委員というところになると、今度の改正案の百八十条の五であります、このところの列記されておるのであります、これは相当たくさん委員になりまして、これは相

当たくさん委員になりまして、この委員会全部にこれを適用するといふことを法制的に明記するものも乱に過ぎるといふことも考へまして、そうかと

いって、ただいまお話のありました公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会——教育委員会のことはございませ

ます。国家公務員に対する薪炭手当は大体今の五級地を対象といたしますと、八千万円くらいと思ひましたが、もしも同地域に、地方公務員に対して同じような措置をするといひますならば、大體その需要額といふものはどの程度に達するのであるか、また同時に、この法案が通りましたならば、やはり自治庁としても、政府としても、地方自治体に対してはこれを財政需要額として見込む必要があるかと思ひます。この点について政府並びに提案者のお考えを聞いておきたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 薪炭手当に関する法律が施行になりますれば、自治庁といたしましては所要の財政需要額の計算をいたしまして、交付税算定の基礎にも入れますし、また将来の財政計画の上におきまして、これを計上するようにならざるを得ないと思ひます。

○大矢委員 中井徳次郎君。○中井委員 どうもみんなお急ぎのようですから、私は簡単に、今の北山君の御質問と重複しないようにいたします。ただ、ただしておくものはただしておかなければいけませんから、二点だけお尋ねをいたします。

第一点は、修正案の三つありますうちの第一であります、委員会の日当について今一般論がありましたが、この間から審議の過程において、委員会の日当制といふことは困る。面子のこともありますが、現実にも困るものもあるといふふうなことで、私どもは方々から陳情を受けましたが、その内容を検討しますと、これは公安委員会あるいは選挙管理委員会また人事委員会、こういうものであります、今の修正案を

拝見すると、非常勤の職員全部について、条例でもって自由にできるというようなことになっておりますので、こうなりますと逆に非常に範圍が広がつて、政府が最初意圖しておりましたことを右といたしますと、今度の修正案は左と左でありまして、陳情はまん中、こういう形のように思ひます。そこでもあります。そこでいふゆる行政委員会、こういうものだけに限つては、条例をもつて日当制は困るというふうなことに修正をされるのではないかと私も考へておりましたが、今出ておるのを拝見しますと、そうじゃなくうんと大體になつておりますが、この辺について提案者のこれまでの審議の経過なり、御意見なりを承つておきたい、かように存するのであります。

○鈴木(俊)政府委員 この修正案を最後にかくのごとく結論づける過程におきましては、先ほど御指摘の通り、相当の日数を経過いたしました後でございしますが、ただいまの御意見の行政委員会につきまして委員というところになると、今度の改正案の百八十条の五であります、このところの列記されておるのであります、これは相当たくさん委員になりまして、これは相

当たくさん委員になりまして、この委員会全部にこれを適用するといふことを法制的に明記するものも乱に過ぎるといふことも考へまして、そうかと

いって、ただいまお話のありました公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会——教育委員会のことはございませ

ます。国家公務員に対する薪炭手当は大体今の五級地を対象といたしますと、八千万円くらいと思ひましたが、もしも同地域に、地方公務員に対して同じような措置をするといひますならば、大體その需要額といふものはどの程度に達するのであるか、また同時に、この法案が通りましたならば、やはり自治庁としても、政府としても、地方自治体に対してはこれを財政需要額として見込む必要があるかと思ひます。この点について政府並びに提案者のお考えを聞いておきたいのであります。

んでしたが、そういうふうな三委員会だけに限るということも、現在の実施している状況から見ると、実情に沿わないということも考えられまして、また教育委員会等におきましても、そうごさいし、そういうふうな考えますと、元来こういうことは自治体自身が決定すべきものであるから、法律にあまり委員会などを列挙することをやめて、条例で特別の定めをした場合、いわゆる自主性を尊重して、地方公共団体の自主的判断にまかしてやること、終局的に一番よからうということ、この結論が出たわけでありまして、もちろんこういうふうになりましたために、ただいまのお話のように、いわゆる出勤日数に応じて支給しなくてもいいものまでも月給というふうになりはしないかというお考え、これはもともとごさいしますが、この点はわれわれはたし書を加えた修正者の意思を十分尊重されて、地方公共団体においても一つ十分自衛していただきたい、こういう考えでおるわけですね。

○中井委員 大体修正者のお気持はわかりましたが、私はできればつきりとそういうふうなけじめを加えていただきたいということ、これは私の見解でございしますが、最後に申し上げておきます。せっかく政府が非常な努力をやったわけでありまして、私も反対でありましたが、それは経費の節約という面が、この線であらうと、こういうことを非常におそれるわけでありまして、もう一つのお尋ねをいたしますが、これは最後の点であります。造林を目的とする土地の使用の許可についてであります。この修正案のただいまの提案者の説明を承わっておりますと、これに加えないことには若木を伐採してしまつて非常に困るというふうな御意見でありましたが、私はどうも頭が悪いので、おかしいかもしれませんが、森林法にはちゃんと書いてあるわけでありまして、どうして若木を切ってしまうことになりましようか、その辺のところがおわかりないのでお尋ねしたい。この修正案を出さないことには若木を切ってしまうというところは、どうも私にはわからないのでありますが、どういう理由でありましようか、御説明が願いたい。

○鈴木(俊)政府委員 切つてしまつたというものもあるということ、申し上げたのでありますが、この修正をいたしたのには、切つてしまつたものを防止するために切つたものではありませんが、三十三年七月一ぱいになりますと、地方公共団体から借りておる土地が、そのまま地方公共団体のものになつてしまつて、そこでその前に住民投票をしなればならぬ。住民投票によりまして、大体地方公共団体はおそらく将来は貸さないというふうなことになる傾向が非常に多いのじゃないか。そうすると、三十三年七月一ぱいになりますと、これは自分の木はもう切らなくちゃいかぬというふうな考え方を、現在の所有者はみな持つていて、そのうちが実情でございまして、それなら今切つてしまつた方がいいというので、切るものもあるというところでございまして、今からこういう規定を作つておきますと、それは適正伐期まではだいいじょうぶなんだ、こういう安心感をもつて手入れをよくするということ、なことも考えまして、こういうふうにあつたため安定をさせるという意味で、こういう修正案を出した次第であります。

○中井委員 どうも今の御説明を聞く、最初の御説明と少し変わったようでありまして、私は森林法を厳格にやれば、何も切るという問題は起らないと思うのであります。そういたしますと、今のお話によれば、これは造林を目的とする土地の使用を格別擁護するということであつて、それ以外の何ものでもないということになるのじゃないか。これは住民投票をいたしまして、勝つか負けるか、それはやってみないとわからない、それでしよう。そうして負けた場合には、その使用しておる人々と今度は貸しておる側と損害その他について、そのとき初めていろいろの折衝は起るかもしれないが、木を切るとか切らぬとかということについては全然関係がない。森林法を厳格にその法律通りやれば何も影響がない。従つてこの第三項は私はどうして必要なのかよくわかりません。それからもう一つこれと関連しまして、そういうことを言えば、土地の使用の許可その他は単に森林だけではございせん。ほかに建物もありましようし、土地そのものもありましようし、そういう場合にこれだけ特保護するということはどうしても出てこない。前に切つてしまつたというのなら森林法違反です。それを取り締らばいいのであつて、この第三項の修正をする必要は、どうもないように思ふのですが、どうですか。

○鈴木(直)委員 森林以外の土地の問題もいろいろ検討いたしました。しかしこれを検討しますと、相当広範にわたるものになりますので、容易に結論が出ません。この問題は造林ということに關係しているものでありますから、この範囲内におきましてはこのようなたし書きをやつて、そうして造林の意欲をなくしないようにすること、地方あるいは国のためになると考えまして、こういうことをしたのでございまして、決して個人のそういう利益を擁護するということから造林をやつたのではございません。造林意欲というものをなくしないようにしてやつていきたい、こういう考えから修正したわけですね。

○中井委員 どうも今の説明は私納得できないのですが、国及び地方というが、地方のためなら地方の自由意思に、住民投票にまかすのが一番地方のためになるだろうと私は思ふのであります。何か特別な事情がほかにあるのじゃないですか。私は森林法さへまじめにやればそれでいいのであつて、立木の所有権が変るとかなんとかいうことはありまして、それは別に国には影響はない。逆に地方は自由に判断する権利をこの法律で与えられておる。その権利を今度は剝奪して、森林業者といひますか、森林所有者といひますか、そういうものを特保護する修正案のように思ふのですが、どうですか。

○鈴木(直)委員 森林を持つていて個人というよりも、適正伐期までこれを丁寧に育て上げていきたいという、立木をよく育てようという考えから出た発案しておるのであります。従つて適正伐期を過ぎた場合は、この法律の適用はないのであります。適正伐期までは安定をせしめて、そしてこれを大切に育てていくことが森林の保育上必要である、こういう考えからこういう暫定的なものをいたしたわけですね。三十三年七月一ぱいになりますと、何らかの結論を出さなければならぬというふうなことになるにしまして、森林の育成という点に非常に関心が薄らいできているという現実を見まして、それをなくしよう、こういう考え方でございまして。

○中井委員 今の御説明だと、私に言わしむれば、住民と業者が直接まじめな折衝を今後やりまして、そうしてこういう事情になるから一つ認めてくれというふうなことをやるのは、非常に手續が煩瑣で、また経費もかかるので、これは大へんだ、この際法律で一挙にやつてしまふということ以外には、どうも判断のしようがないのであります。どうですか、そういうふうな住民の権利を、こういうもので剝奪してしまつたことについては、どうも私は納得いたしかねるのですが、ほかにか何か理由はないのですか、今御説明になりましたそれだけですか。それからおこの点について、政府の見解を鈴木君でけつてございしますが、ちょっと聞かせたいだきかと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 この修正の御趣旨は私も承りましたところでは、自治法の十年を超えるような期間にわたる独占的な使用の許可について、自治法施行の際におきまして、使用がすでに十年以上の期間にわたるものとして行われておるものについては、今後一定の期間内にその投票を行なつて、それができなければその効力を失う、こういう建前になつておつたわけござ

いますから、特にその場合に造林につきましましては、普通の土地とかそういうものの使用の許可と違つて、一定の生育を長期にわたつてしなければならぬものでございますので、造林に関する独占的な、長期にわたる使用の許可についてだけ、今回このような特例を設けたわけでありまして、確かに造林に關するものとしからざるものとの間には、一線を画し得るような理由があるのかと考えるわけでありまして、もちろんお話のように森林法の規定の適用もあるかと思いますが、使用権につきましましての効力があるかないかということも、やはり造林意欲に相当影響があるかと思うのでありまして、その点に着目して御修正をなさるう、こういうお考えのようでございますので、政府といたしましては特に異存を持っていない次第でございます。

○中井委員 この点はくだいようですから、もうやめすけれども、これはどうもおかしいと思ひます。森林法をまじめにやれば問題にならぬ。しかも地方住民の利益を擁護するという基本的な考え方に立つて——この内容はささいなことであるかもしれない。全国的に見れば……。しかし法の精神というものは私はいっぱいものだと思ひます。それをどうもパルプ業者その他が、こんなことをやつていつたつて何ともならぬ、一つ法律を直して簡単にやつてしまふという声、私は皆さんに御批判を申し上げるわけじゃないけれども、簡単にそうか、そうかというふうにお引き受けになったのではないかと、このことを非常におそれる次第でございます。そのことだけを申し上げましまして、この第三項に關する質問を終ります。

○大矢委員長 加賀田君。

○加賀田委員 ちょっと鈴木さんにお尋ねしたい。相当長期にわたつて審議をされた内容で、三点が大体提出されたのですが、特に鈴木さんにお尋ねしたいのは、この法案が審議される冒頭に、鈴木理事は大都市に對する条例の中で、御存じのように十六項目が委譲することになっております。これは法律によりまして、全部または一部を政令で定めるといふことで、大体自治庁としての成案があるのではないかと。そういうことで成案があるならば資料として提出してもらいたい。これは委員会の總意として自治庁に要求されたのですが、いまだにその資料が提出されてない。聞きますと、この修正をするときにも論議されたように私は聞いたわけですが、この不明確な十六項目の内容に對して、審議過程において、これを修正しようとする議があつたかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 五大市の所在して府県の事務のうちで、十六項目にわたるものを五大市に委譲する、その委譲するその委譲する内容につきましまして、政令によつてこれをきめるといふような自治法でございますが、これにつきましまして、実は私も自由民主黨を代表しまして、先般自治庁長官に質問をいたしました次第でございます。すなわち、その政令の内容を、この法案の討論採決をするまでに成案を得て、この委員会に示していただきたいということを申し入れた次第であつたのであります。本日までこの委員会には示され

ておりません。そこで今の御質問のこの修正案をいろいろ検討する過程において、何かその間に検討したかどうかという点でございますが、私たちといたしましては、政令の方針なり内容につきましまして、実は検討を加えまして、自治庁からの案も実は見ました。正直のところまだ各省間において話し合ひができておらないような事情でございます。従つて、これより以上討論採決を延ばすということもできませんので、私たちといたしましては、この会期の終りまでには、その政令の内容をはつきりと一つ政府においてきめていただく、われわれもそれを見たい、こういう方針を確認いたしました。本日、この討論採決まで間に合はなかつた、これはやむを得ない、討論採決の方をこれ以上延ばすわけにはいかなう、こういうことで本日に至つたような次第であります。私たちの方針としては、五大市につきましまして、都道府県とあるを五大市と読みかえるものとす

○加賀田委員 鈴木理事はなかなか明確に答弁されたと思ひますが、実は修正しようと思ふと、全部又は一部がはつきりすれば簡単だと思ふが、内容が不明確だったので修正に動けなかつたということですが、すでに討論採決もあと数刻に迫つておるような状態で、十六項目にわたる内容を政府として態度をきめられないというよう

なことは、実にずさんきまるものじゃないかと思ひます。私は今度の改正案に含まれたところの——昨年の改正案もこの項目が含まれていたので、以前は十八項目でありました。だから政府としては、今度は十六項目出そうということ、すでに一年半前に、大体基本的な態度がきまつていない、くちやならない。それにもかかわらずまだ各省との話し合ひがきまつておらないし、しかも与党を代表して資料を要求されて、二ヵ月たつてもまだ出してこない。こういうことでは、實際問題として、われわれの審議に非常に支障を来たすと思ひます。そこで、鈴木理事としては熱意を持って、政府に要請されたといふことは私も承知いたしますが、太田長官として、こういう事態に立ち至つてどういう態度をとり、どういふ考えを持っておるか、この際ついでに明確にさせていただきたいと思ひます。

○太田國務大臣 できるだけ早く提出するようにいたします。

○加賀田委員 できるだけ早く提出するといふのじゃなく、今鈴木理事も申された通りに、府県を五大市と読みかえるといふような、完全委譲というような与党の御意見もございました。そういう意見の中で、長官として、資料を提出する時期を早くするといふのじゃなくして、責任を持ってその内容をこの際明確にしたらならなければならぬと思ふ。そうでなくては、この法案を最終的に態度を決定すると同時に、採決まで持つていくこと自体、われわれとしては危惧しなければならぬ。この点一つ大臣としての態度を明確にさせていただきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの問題でございますが、遺憾ながら実は政府各省間の話し合ひがまだついておりませんので、これを原則として、事務を市に委譲するといふ方針のもとに各省とすみやかに話をつけまして、案を提出したいと考えております。

○加賀田委員 それでは修正案を提出されました鈴木さんにお尋ねいたしますが、今鈴木さんの答弁では、完全委譲をしたいといふ希望のもとに修正案に對していろいろ論議をしたけれども、政府の態度がまだ明確でない、この際修正に至らなかつたという御説明であつたと思ひますが、どうでしょう、それは与党全部の御意見であるか、鈴木さん個人の意見であるか、その点お伺ひいたします。

○鈴木(直)委員 大体そういう意向で進んでおります。

○大矢委員長 門司君。

○門司委員 私はあまり時間もございませぬから、ごく簡単にいたします。最初に、二百三条の修正ですが、これは今中井君から言われた通りでありまして、これをそのまま書いておきますと、結局二百三条の關係で、各種の委員会にこれが適用される危険が出てくることは否定できません。なぜそういうことを言うかといふと、今日の、たとえば選挙管理委員会だけを見ても、全国、全国の各市で——大体四百以上ありますが、この市の中で、日給制をとつておりますのは、茨城の土浦と石川の輪島と長崎の平戸、宮崎の日向のこの四つだけでありまして、あとの市は——府県はもとよりでありまして、これは全部日給制をとつておらない。従つて、もしこういう規定になつて参

員の非常勤のものに対する関係で、かようにしたわけでございまして、実質的にこの節約がどうなるかということでは、条例の定め方によるのでございまして、私はそう大したことはないんじゃないかと、実績とはそう違わぬのじゃないかとも考えております。

○門司委員　そういたしますと、この修正も、改正案も必要がなくなってくる。現行法にもやはり報酬、費用弁償等は条例で定めることがはっきり書いて

○門下委員 大臣は国家公務員のことを盛んに使われておりますが、国家公務員にいたしてもこれは実はいろいろありまして、先ほどもお話が出ておりましたように、国家公安委員は決して日給ではございません。これは国家公安委員というきわめて重要な職責によりまして、絶えず警察行政の運営管理に当らなければならぬという職務によって規定されていると私は思う。従って非常勤の委員会だからと

さつき申し上げておりますように、仕事の内容と事務量によっても、こういうものは常識的に定むべきものであつて、何でもかでも一律にこれを行おうとするところに無理が出てくる。無理が出てくるところに満足な行政が行われない。こういう心配をするから、こういうただし書きを入れられるなら、私は現行法の方がまだものがはっきりしてゐる、こう申し上げておるのであ

すので追及しようとは思いませんが、ここでこれ以上約束の時間もございません。大臣の全く地方の自治体の実情をお知りにならない結果が、そういう御答弁をさせておると思うのです。

それから次にもう一つ聞いておきたいと思いますが、先ほどのような議論がございましたが、この問題は非常にやかましい規定を突は設けておりまして、もしこういう形でこれを修正されるということになって参ります。

御感想をこの際承わっておきたい。

○鈴木(直)委員 実はこの法文の書き方につきましては三案ばかりありまして、ただいまお話になったようなこと、いろいろな検討をいたした次第であります。法制局等におきましては、こういう書き方が一番趣旨に合致する、というようなことでありましたので、このような法文にいたしました次第なのであると思う。この点についての提案者の意見と、このような改正の方が私は正しいと思う。この点についての提案者の意見と、このような改正の方が私は正しいと思う。

りますが、結局私たちの修正しようと思ひますのは、適正伐期まではこの立木を育ててやりたい、従つてそれまでは土地を取り上げられるというような不安を持たないようになつていくようにしたい、こういう考え方から法案を考えたのでありますが、この書き方につきましては、三つばかりいろいろ検討した条文があつたのであります、実はこれが一番いいという法制局の考え方もありまして、このようにした次第でございます。

○門司委員 それは見解の相違でありますけれども、私は修正されるならば、森林は伐採樹令に達するまで一度貸したら、それを保存するということが筋が通るし、またそれなら鈴木君が心配することもなくなる。その次にあらためて貸すときに住民投票をすればいい。これは見解の相違といへば見解の相違であります、私はそうした方が鈴木君の修正よりも少し親切だったと考える。

それから自治庁長官に聞いておきたいのですが、これは従来私も考えておつたのであります、町村合併の促進法には、町村の合併をするというきつめて大きな問題を、議会の議決にゆだねてあります。この場合は、まず重要な財産、建物というようなことになつておりますが、これは住民投票に問うというこの重要性から考えてみると、私は町村合併の方が重大ではなかつたかと思ふ。町村合併ですら議会の議決で行われるようになっておる場合に、これを住民投票にするということは、私は法の建前からいって一体どういふふうに考えられるか、この点を一つ伺つておきたい。

○鈴木(俊)政府委員 町村合併の場合におきましても、重要な財産または営造物の処分というものにつきましては、地方自治法二百三十三条の適用によりまして、これを選挙人の投票に付する、あるいは議会が特別に三分の二以上の多数の議決同意がなければ処分できない、あるいは十年以上独占的な使用の許可ができない、こういうふうな定めることができるようになっておるわけでありまして、ただ実際問題といたしまして、この規定を必ずしも具体的な合併においては処分等の場合に用いていない、こういうことはあろうかと思ひますが、法律上はそういうことがちゃんとできるようにしておるわけでありまして、

○門司委員 私はそれを聞いておるんじゃない、町村合併は議会の議決でできる。町村合併は財産も全部含んでおりますから、土地の住民たちにとつてはきつめて重大な問題です。この場合は、財産の処分だけが住民投票に付されることになっておる。従つてその重要性からいへば、財産の処分も重要であらうが、条例で定めた場合には三分の二以上の議決が必要だと法律で書いてある。町村合併ですら、議会の議決を行なつておるときに、私は非常に不均衡じゃないかと考えておる。その点をどう考えておるかということをお聞ひておる。

○鈴木(俊)政府委員 御見解のようなことも、もちろん考えられると思ひます。ただ現行法では町村合併につきましては、議会の議決だけに相なつておりますものでございますから、今回の新市町村の合併の場合におきましても、その建前を踏襲したわけでございます。

して、理論的には合併についてもそういうことを考えろということとは、一つの御見解だと私は思ひます。

○大矢委員長 他になければ、これにて修正案に対する質疑は終了いたしました。

次に両案及び修正案を一括して討論に付します。討論の通告がございますので、順次これを許します。木崎茂男君。

○木崎委員 私は自由民主党を代表いたしまして、地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く政府原案、並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、賛成をいたしたいと存じます。

現行地方自治法は憲法第九十二条に規定する地方自治の本旨を基調とするものであり、団体が自主、自律的にその住民の意思によつて地方の実情に即して地方行政を行ふとする基本的原則に立っていることは、私が今さら申し上げるまでもないところであります。

この地方自治の本旨、すなわち団体自治と住民の自治の原則はいかなる事情が将来生じましても、あくまでこれを守り抜かなければならないと信じておるものでございます。しかしながらその行政運営の面においてわが国の実情に照し、現行地方自治法の実施の経過にかんがみて、今日若干の改善を要する点のあることも、またこれを認めざるを得ないと思ふのであります。

このことにつきましては、すでに昭和二十八年十月に地方制度調査会が答申におきまして端的に指摘をされておるところでございます。今回政府の意図されておる地方自治法の改正案も、この

基本的な地方自治の原則を守りながら、民主的でしかも合理的な自治の運営を期するために、実態に即した必要なる改正を行ふんとするものでありますので、私がこの案に賛成をいたします第一の理由もここにあらわけてあります。

他面現下の地方自治の確立のために最も大切なことは、赤字に苦しみ、危機に類した地方財政の根本的再建を、いかにすすべきであるかということであると申すのであります。政府並びに与党におきましては、第二十三国会以来地方財政再建のために、国の責任におきまして措置すべき幾多の施策を相次いで断行いたして参つたのでござい

ますが、これらの諸施策の実現とともに、最も必要な問題は地方自治自身の力によつても行政運営の改善を積極的に行進していただかなければならぬということでありまして、このような観点から本法の改正を基本的に賛成をいたしますところの第二の理由があると考えるのであります。

この二つの基本的な考え方の上に立ちまして、地方行政機構を簡素合理化し、経費節減と行政効果の充実はかり、そして更に住民の福祉の積極的向上を期せうといたしますことは、まことに機を得たる適切な措置といふべきで、私もいたしましては両手を上げて賛成をいたす次第でございます。

なおただいま鈴木委員から提案せられた修正案につきましては、修正箇所はいずれもまことにごく小さな点であると思ひますので、これに對しましても心から賛意を表する次第でございます。

以上、私は簡単でございますが、理由を申し述べまして賛成の討論といたします。(拍手)

○大矢委員長 加賀田進君。

○加賀田委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております地方自治法の一部を改正する法律案に對して、自民党の修正案に賛成をいたしまして、修正部分を除きます政府原案、並びに本法に伴つての関係法律の整理に関する法律案に對して、反対の討論を行ふと題するものであります。

この法律は今次国会で初めて提出された法案ではございません。いわゆる政府が一貫して地方自治法の改正をねらい、しかもこの改正に基いて中央集権への道を、何とか切り開きたいという野望の上に立つての三回目の提案でございます。しかし最初一昨年の十九国会におきましては、御存じのように、警察法の改正のおおりに食つて、とうとう廃案となつてしまいました。

昨年の二十二国会におきましても、地方財政再建特別措置法案のおおりに食つて、しかもそのときには地方団体の議会側はもとより、理事者側も、執行機関も、こぞつてこの法案に對しての反対を行ひました国民的な反響の背景の中で、この法案がとうとう廃案というき目を見たわけでありまして。

このたび出して参りましたこの地方自治法の改正は、昨年よりも少し緩和されておるとは思ひますけれども、政府の一貫してねらつておるその中央集権への道を切り開こうとするねらいに對しましては、やはり依然として同じ態度をとつておるといふところに、われわれとしては軽視できない問題があ

ると思うのであります。しかも地方自治体に対しこの行政面その他に対する圧迫と議会に対する運動への圧力というものは、一貫してこの法案の中に流れております。

まず第一に、今度の改正の中では、内閣総理大臣が地方公共団体の事務の処理その他経費の不当な支出等の理由のもとにいろいろ必要な措置を講ずることを命令するという規定が出されております。現在の法律でも、国の委譲事務につきましては、不正行為があればこれを救済するという処置が規定してあるにもかかわらず、あらためてこういう法律を設けますと、国の委譲事務ではなくして、地方公共団体が自主的に独自の権限に基いて行ういろいろな執行面に対して、総理大臣みずからが魔の手を伸ばすというような危険性がこの中にあるわけでございます。

委員会が質疑の中で、政府は特に顯著なものに対してのみこれを発動するといっておりますけれども、従来の政府の自治体に対するやり方を見ておきますと、私たちは安心してこれをまかし得ないと思うのであります。もしこの法律の内容を悪用いたしまして、一々地方公共団体に對して内閣総理大臣の手を通じて中央の政治権力が地方自治体に入ったとするならば、地方自治体の自主性というものは一体どこに行ったか、全く私はなくなると思うのであります。しかもそうした規定の上で、今度は内閣総理大臣が直接地方公共団体にこうした処置を命令できない場合、あるいはしようとしないう場合には、都道府県の知事を通じて市町村にこういふ魔の手を伸ばそうといましておきます。これは本法が提出せ

られましてから市町村議会側も、あるいは執行機関も、これらに対して知事の権能を拡大強化することは、知事官選のおそれがあるから反対だと強い陳情のあったことも、御存じの通りであります。われわれもいたしまして、もうそういうことは単なる臆測ではなくて、従来政府が知事官選の道を切り開こうとするねらいがあるのではないかと、こういうことについて危惧を感ぜざるを得ないのであります。なお執行面におきましては、現在の法律に基いては、基準を設けておきましては、単なるこれを制定するという全くの自主性を持つておけるわけでありまして、御存じのように、都におきましては十局、道におきましては九部、その他三段階に分けておきまして各部署を設けることになっております。しかし今度には、内閣総理大臣と協議をせなくてはこれを設けることはできない。現在でも住民の要望や政府の委任事務の煩瑣のために、どうしてもこの基準以外に部署を設けなくてはならないので、全国で約百以上の部署を制定いたしておるのであります。これをこの法律の中で規制をいたして参りまして、もし増加する場合には内閣総理大臣に協議をしなければならぬ、協議とは双方の意見の一致を見なければこれが実施できないということでありまして、そういたしますと、実際の現実に基いて、内閣総理大臣がこれを拒否いたしますと、そういうことができないというよう

な、全く政府の支配権がそういう執行面の機構の中に入ってくるというおそれがあるのであります。しかもこの法案が通りますと、三カ月以内にこの法に基いて部署の整理を行わなくてはならないという規定があります。現在地方公共団体は、赤字を解消するため、財政再建のために、みずから自主的にこの部署の整理に努力をいたしていることは御存じの通りでありますけれども、この部署の整理を最も阻害しておる力は何であるか。それは地方公共団体の内部にあるのではなくして、この部署を減少したそうとするのに対して、圧力をかけるのは政府であります。政府と地方団体との直接不可分の関係にある各省の高級官僚であり、また、もしそういうようなことなら、内閣総理大臣と協議をしなければ部署の増加を認めないというような政府の支配の規定を設ける前に、政府内部におけるいわゆる獅子身中の虫に對して、みずからが断を下すことが私は正しいと思うのです。そうでなくては、私は単なる権力に基いて、地方自治体の現状を無視するような部署の整理といふものはなすべきではないと信じております。

なお、地方議会におきましても、あらゆる面で制約を受けております。たとえば議案の提出権におきましても、修正動議の提出権におきましても、議員総数の八分の一の賛成がなければこれを提出することはできない。現在の議員の数は、多いところで百二十名、少ないもので十六名の議員を有しております。こういう大きな幅のある議員数に、単に八分の一という一つの定数を設けて、議案提出権あるいは審議権を實質的に奪うということは、地方住民の代表である議員の審議権を抹殺する

ものだと思ふのです。特にこういうように八分の一という規定を規定いたしますと、地方議会における少数派の實質的な審議権を抹殺するというおそれがある、ほんとうの民主主義の運営といふものは困難になってくるのじゃないかと思ふのです。

なお問題になって参りますのは、今度の修正案の中でも、与党の方で相当論議を重ねられたと聞いておりますけれども、いわゆる常任委員会の制定の問題であります。常任委員会に對しましては、各人口割りにおきまして都道府県市町村に常任委員会の数を規定しております。こういうことになりまして、その行政の大きさ、範囲におきましてこの常任委員会というものを決定しなければならぬにもかかわらず、単なる人口割りのみに基いてこの問題が制限されて参ります。本委員会におきましてもいろいろ論議されて参りましたが、一例を申し上げますと京都府の問題がありまして、京都府は百九十九万の人口を有して、この部が六部しかできません。同じ京都府におきまして京都市におきましては、人口百十万人で、百万をこしますとこの部が八部できます。こういうようにして、広域にわたる事務を処理しなければならぬ府が六部であつて、その地域の中に含まれていく市が八部で運営をするという矛盾がこの中に起つておきます。こういう問題をやる申していきまして、地方議会における権限といふものは、従来より以上に抹殺されるというものは、火を見るより明らかだと思ふのであります。このように、この法案の政府のねらいは、当初申し上げました通り地方自治体の育成発展ではなくして、地方

自治体に対する政府の中央集権の道が、この法律改正の中に現われているといふことに対して、社会党としてはどうしても承服することができないのであります。

なお最後に、私は大都市制度に對する十六項目に對して一言触れておきたいと思ひます。これは今の質疑の中で申し上げた通り、昨年の二十二国会においてすでに提出されました。しかしこのことは、政府として将来の市町村の育成発展の基礎的な計画の上に立つて出されておかないといふところに、問題があるのじゃないかと私たちは思ひます。いわゆる政府のいつも言う政治折衝によつて、政治的な考慮のもとにこの事務委譲といふものが出されてきたといふことなんです。御存じのように、警察法の改正に基いて市町村警察が府県に委譲されましたが、その経過措置として、五大市におきましては、昨年の三月三十一日まで存続することとを認めてきたわけなんです。いわゆる昨年の四月一日以降五大市の市警も府県に委譲しなければならぬという現状の中で、当時五大市は、せめても自治体警察として五大市だけは認めてもらいたという強い運動をいたしました。そのときに政府としては、そういう圧力の中で調整が困難なために、五大市の警察は府県に渡すが、しかし何となく十六項目の事務を委譲するといふことをやめたわけでありまして、そういう過程で昨年の改正にいたしました五大市は猛烈な運動をいたしました。政府としては幸か不幸かこれが流れてしまつた。引き続いて今度の国会において同じような法案が出ましたが、こういう法案の中で、警察制度は府県に委譲

九

されましたが、おさまらないのは府県側です。府県側は御存じのように太田長官に再三この十六項目委譲に対しての反対の陳情があった。そこで政府としては、十六項目を五大市に渡すことが将来の市町村の発展強化の基礎の計画の上に立って出されたのではなくして、これもまた政治折衝として一を与え一を奪いというやり方をやっていたわけでありまして、だから逆に五大市に押しつけては、十六項目の事務は委譲するけれども、従来しなれば問題になっておりました特別市制問題は全部抹殺するという形をとってしまつたではありませんか。今も質問の中に明らかになつたように、政治折衝によつて十六項目が委譲されたために、十六項目の内容の中で、どの点を五大市に委譲するのか、どの点を残すのか、全部委譲するのか、さつぱり今でも自治庁としては明確にされないじゃないか。審議されて二カ月間、その資料を要求したにもかかわらず、今なお各省の話し合いがつかないから——各省の話し合いがつかないような法案をなぜ出したか、そんな權威のない出し方をわれわれとしては承服することはできないのです。

最後に私は、今北山委員も申された通り、この審議過程の問題に対して、本委員会は非常な悪例を残したということ。この法案は三月十五日に提出されました、三月二十二日に提案理由の説明があったわけですから、それから約一カ月間われわれは審議をいたして参りました、四月の二十七日、全会一致で質疑が打ち切られました。質疑が打ち切られましたときには、与党の諸君も喜んで、肩をたたいて、どうもあ

りがといございましたとわれわれに言った。ところが数刻を出ずして修正案を出したから、二、三日時間的な猶予をくれ、われわれは良心的に四、五日の時間の猶予を与えました。ところが現在まで十八日間もそれが出てなかった。聞くところによりますと、二十七日にはどうもいろいろ審議が進行いたしました、本日質疑が打ち切られるのではないかと、質疑が打ち切られ困るから、打ち切られないように、注意してもらいたい、と、太田長官は理事に要請をした。早川政務次官は質疑の打ち切りがなされたと言いた、とたんに顔面蒼白となつて、同僚に暴言を吐いたとわれわれは聞いております。一体政府の責任で出された法案で、その法律を通過さす責任を持つ太田長官と早川政務次官並びに与党諸君が、法律審議を引き延ばすような政策は、国会史上かつて見ない珍事だと思ふのです。今後われわれも与党のこの戦略を模範といたしまして、質疑打ち切りせられた法案に対しても、さらに修正案を提出するから、時間的な余裕を要求したいと思ふのです。最後に、与党諸君が出された修正案に対しましては、十八日間の審議ではあまりに少い修正案でございますけれども、この点半歩前進したものと私たちは認めまして賛成をいたしたいのであります。

以上、社会党を代表いたしましたので討論を終ります。(拍手)
○大矢委員長 これにて討論は終局いたしました。

次に採決いたします。まず鈴木直人君外十八名提出地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案について

採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大矢委員長 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

次にたゞいま可決いたしました修正部分を除く地方自治法の一部を改正する法律案の原案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大矢委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は多数をもって可決されました。これにて本案は修正議決せられました。

○大矢委員長 次に地方自治法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について採決を求めます。

(賛成者起立)

○大矢委員長 起立多数。よつて本案は多数をもって可決するものと決しました。

なおお諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に対する委員会の報告書作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大矢委員長 御異議がなければさよう取りはからいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十三分散会

(参照)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕